

物 件 調 書 (物件番号 2)

物 件	所 在 地 (住居表示)	橿原市白檀町四丁目1番2 (橿原市白檀町四丁目25-1)				
1. 土地の概要						
面 積	実測 1,351.37㎡	地目	宅地	路線価	59,200円/㎡	
接面道路 の 状 況	南側 市 道 東側 43条2項2号道路 (奈良県所有地)			現況幅員約9m 舗装あり 現況幅員約6m 舗装あり		
法令等に よる制限	建ぺい率		60%	用途地域	第一種中高層住居専用地域	
				容積率	200%	
私道等の負担に関する事項		負担の有無	無			
供給 処理 施設 の 状 況	区 分	利用可能な 施設	配管等の状況	事 業 所 名 電 話 番 号		
	電気	関西電力送配電(株)	引込可	関西電力送配電(株)高田配電営業所 0800-777-8051		
	ガス	都市ガス	引込可	大和ガス(株)管理一部 0745-22-6230		
	上水道	市営水道	引込可	橿原市上下水道部お客さまセンター 0744-27-4411		
	下水道	公共下水	引込可	橿原市上下水道部お客さまセンター 0744-27-4411		
交 通 機 関	鉄道	近鉄 橿原神宮前駅 近鉄 岡寺駅	物件より北東 約1600m 物件より東 約950m			
備 考 <ul style="list-style-type: none"> ・本物件は建物付の売却ですが、建物の現状での利用は想定しておりません。 ・建築基準法22条指定区域 ・高度地区20m(勾配屋根強化型) ・専用住宅地エリア(橿原市景観計画・橿原市景観条例) ・別紙注意事項もご参照ください。 						
2. 建物の概要						
不 動 産 登 記 簿 記 載 事 項	所 在	橿原市白檀町四丁目1番地2				
	家屋番号	1番2				
	種 類	独身寮				
	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建				
	床 面 積	1階 205.68㎡ 2階 178.76㎡ 3階 178.76㎡ 4階 27.93㎡				
	所 有 者	奈良県				
不 動 産 登 記 簿 記 載 事 項	所 在	橿原市白檀町四丁目1番地2				
	家屋番号	1番2の2				
	種 類	独身寮				
	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建				
	床 面 積	1階 280.53㎡ 2階353.43㎡ 3階353.43㎡ 4階153.09㎡				
	所 有 者	奈良県				
備 考 <ul style="list-style-type: none"> ・平成6年9月10日 売買により土地を取得 ・平成6年9月10日 家屋番号1-2売買により取得(昭和44年6月9日新築) ・平成17年9月10日 家屋番号1-2-2売買により取得(昭和60年3月26日新築) ・平成25年4月 以降未利用 ・平成27年2月 境界確定完了 ・現状有姿による売却であり、売買物件が種類・品質等に関して契約の内容に適合しないものであるときも、県は落札者に対して責任を一切負いません。 ・別紙注意事項もご参照ください。 						

※当該物件調書は、入札希望者が物件の概要を把握するための資料に過ぎません。
記載内容の正確性、その他記載にない事項については、必ず入札希望者ご自身において、
現地及び諸規制等についての調査確認を行ってください。

別紙注意事項（物件番号2）

物件番号2（橿原市白檀町四丁目1番2）に関する注意事項

1. アスベスト使用

調査を行っており、含有が認められます。調査結果は提供可能です。
調査範囲のほかにアスベスト含有建材が使用されている可能性があります。
予定価格の設定にあたり、アスベスト処理に要する経費は考慮していますが、
実際に要する費用を保証するものではありません。
建物の解体撤去もしくは再利用される場合には、落札者の費用負担でアスベスト含有
建材等の調査を行ったうえ、関係法令を遵守して作業を実施してください。
これらの作業に伴い追加費用が生じたとしても、県は一切責任を負わず、落札者は県
に対して何らの請求もできません。

2. 地下埋設物調査、土壌汚染状況調査

地下埋設物調査、土壌汚染状況調査は実施していません。
地下埋設物や土壌汚染の有無を厳密に判定するためには、落札者において調査を実施
する必要があります。当該調査の結果、地下埋設物や土壌汚染が発見されたとしても、
県は一切責任を負わず、調査等に要した費用を含め、落札者は県に対して何らの請求も
できません。

3. PCB等有害物質の有無

コンデンサその他にPCBの使用は認められません。

4. 受水槽

物件敷地中央北側に受水槽を設置しています。
ただし、平成25年4月以降は使用されておらず、既設受水槽の継続使用の可否に
ついて確認が必要です。
また、継続使用する場合においても点検・修繕が必要となります。

5. 他の附属工作物

附属工作物としてフェンスがあります。
県はこれの修繕、移設、撤去、関係者との調整、費用負担等は対応しません。

6. 電柱・支線

関西電力送配電(株)と貸付契約を締結し設置している配電用支持物(支線1条)と、
西日本電信電話(株)と貸付契約を締結し設置している電気通信設備(支線1条)があり
ます。設置継続については、設置者と協議してください。

7. 除草等の費用負担、隣接者との調整

現状での引き渡しのため、除草、及びそれにかかる費用負担について、県は対応しま
せん。また、当該地を利用するに当たっての隣接地所有者、地域住民等との調整等につ
いては、全て落札者において行うものとし、これらについて県は対応しません。

8. 東側道路について

物件敷地東側に面している道路は奈良県有地(県営住宅敷地)です。
配管敷設等を実施する場合は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局住まい
まちづくり課までお問い合わせ下さい。

9. その他

上記1～8で限定列挙した事項も含め、売買物件が種類・品質等に関して契約の内
容に適合しないものであるときも、県は落札者に対して一切責任を負いません。
また、落札者は県に対して何らの請求もできないほか、契約の解除をすることもでき
ません。

※当該物件調書は、入札希望者が物件の概要を把握するための資料に過ぎません。
記載内容の正確性、その他記載にない事項については、必ず入札希望者ご自身において、
現地及び諸規制等についての調査確認を行ってください。